

## 実務修習運営委員会規程

理事会は、定款第 76 条の規定に基づき、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下、「本会」という。）の実務修習運営委員会規程を次のように定める。

### （目 的）

第 1 条 本会では、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 14 条の 7 の規定に基づき、不動産鑑定士試験に合格した者に対して、不動産鑑定士となるのに必要な技能及び高等の専門的応用能力を修得させるために行う実務修習（以下、「実務修習」という。）について、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会実務修習業務規程（以下、「実務修習規程」という。）第 2 条の規定に基づく実務修習業務実施の基本方針に則った実施を期するため、実務修習運営委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第 2 条 委員会は、実務修習の実施に関する事項を所掌する。

### （構成及び正副委員長）

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員により、それら構成員の総数を 10 名以内として構成する。

2 委員は、理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、会長が委員の中から指名する。

5 副委員長は、委員の互選により定める。

### （専門委員）

第 4 条 委員長は、委員会の運営上特定の事項について専門に審議を行うために必要と認めるときは、第 3 条の構成員以外の会員又は会員外の学識経験者等を専門委員として推薦することができるものとし、その選任については業務執行理事会の承認を得て会長が委嘱する。

### （任 期）

第 5 条 委員長、副委員長及び委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員長、副委員長及び委員は、その任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

- 3 委員長の欠けた場合における補欠委員長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 副委員長及び委員の補充等の場合の任期は、第 1 項に定める任期の残任期間とする。
- 5 専門委員の任期については前項の規定を準用する。

(報告)

第 6 条 委員会は、検討結果について、必要に応じ会長に対して報告するものとする。ただし、他の委員会の所掌に関わる場合は、会長に対して報告のうえ、必要な措置を要請するものとする。

(小委員会)

第 7 条 委員長は、特に指定する事項を審議するため委員会の承認を得て当該委員会に小委員会を設けることができる。

(意見聴取)

第 8 条 委員長は、所掌事項の審議に関し特に必要があると認めるときは、第 3 条の構成員及び第 4 条の専門委員以外の会員又は学識経験者等に出席を求め意見を聴取することができる。

(委員会特別顧問)

第 9 条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員会に特別顧問を置くことができる。

2 特別顧問は会長が委嘱する。

3 特別顧問は、委員長の要請に基づき、委員会に出席し、意見、助言を述べることができる。

(実地演習の実施状況調査)

第 10 条 委員会は、実務修習規程第 13 条、第 14 条、第 19 条及び第 20 条の規定に基づく措置を図るため、同規程第 3 条第 2 項第 2 号の規定に基づく実地演習実施機関又は同規程第 17 条第 6 項の規定に基づく実地演習の指導者に対して、実地演習に係る実施状況の調査を行うことができる。

2 委員会は、実務修習業務規程施行細則第 28 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、修習生に対して実地演習に係る実施状況の調査を行うことができる。

3 委員会は、個人情報管理その他の事情により緊急の必要がある場合には、前二項の規定に基づく実施状況の調査に先立ち、必要最小限の範囲で、以下の措置を講じることができる。

一 模擬取引事例システムの一時利用停止

二 実地演習実施機関又は指導者としての権限の一時停止  
(委員会規程の適用除外)

第 11 条 この委員会については、「常設委員会規程」及び「特別委員会規程」はこれらを適用しない。

(補 則)

第 12 条 この規程の施行に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。

附 則 (平成 27 年 5 月 19 日制定)

この規程は、平成 27 年 5 月 19 日よりこれを施行する。

附 則 (平成 30 年 9 月 5 日一部改正)

この改正は、平成 30 年 9 月 5 日よりこれを施行する。

附 則 (令和元年 5 月 22 日一部改正)

この改正は、令和元年 5 月 22 日よりこれを施行する。

附 則 (令和 5 年 9 月 13 日一部改正)

この改正は、令和 5 年 11 月 1 日よりこれを施行する。